

## 社会保険等関係書類の提出について

新たに介護保険サービス事業者の指定申請をするときは、社会保険及び労働保険への加入が確認できる書類の提出が必要です。

### 1 提出が必要なとき

- ・ 地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護）事業者の指定を新たに受けるとき
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業（訪問型サービス○、通所型サービス○）指定事業者の指定を新たに受けるとき

### 2 提出書類

- (1) 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票（別紙1）
- (2) 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）への加入が確認できる書類（次のいずれか）
  - 保険料の領収証書
  - 社会保険料納入証明書
  - 社会保険料納入確認書
  - 健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書
  - 健康保険・厚生年金保険適用通知書
- (3) 労働保険（労災保険及び雇用保険）への加入が確認できる書類（次のいずれか）
  - 労働保険概算・確定保険料申告書
  - 納付書・領収証書
  - 保険関係成立届